松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する 条例(平成28年松江市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

(同意)

第2条 条例第7条第3項の規定による同意は、松江市登録歴史的建造物登録 同意書(様式第1号)により得るものとする。

(登録の通知)

第3条 条例第7条第4項の規定による登録の通知は、松江市登録歴史的建造 物登録通知書(様式第2号)により行うものとする。

(登録解除の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による登録解除の通知は、松江市登録歴史的 建造物登録解除通知書(様式第3号)により行うものとする。

(保全契約)

- 第5条 条例第9条の規定により締結する保全契約は、保全すべき部位を明記 するものとし、登録歴史的建造物の所有者は明記された部位を適正に保全し なければならない。
- 2 前項の保全契約の期間は 10 年とする。ただし、契約期間満了の際、市長が 引き続き登録歴史的建造物として保全継承すべきと認めるときは、当該登録 歴史的建造物の所有者の同意を得て契約を更新することができる。

(標識)

第6条 条例第10条の規則で定める標識(以下「標識」という。)は、次に掲げる事項を記載した標識とする。

- (1) 登録歴史的建造物の名称
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- 2 標識は、登録歴史的建造物の外観の色彩及び意匠に調和したものとし、公 衆の見やすい場所に設置するものとする。

(管理責任者の選任、解任及び変更の届出)

第7条 条例第11条第3項の規定による届出は、松江市登録歴史的建造物管理 責任者選任(解任・変更)届出書(様式第4号)により行うものとする。

(所有者又は管理責任者の氏名等変更の届出)

- 第8条 条例第11条第4項の規定による届出は、松江市登録歴史的建造物所有者(管理責任者)の氏名等変更届出書(様式第5号)により行うものとする。 (滅失等の届出)
- 第9条 条例第12条の規定による届出は、滅失、損傷等の箇所を明示した書類、 図面及び写真を添付した松江市登録歴史的建造物滅失等届出書(様式6号) により行うものとする。

(所有者変更の届出)

第 10 条 条例第 15 条の規定による届出は、松江市登録歴史的建造物所有者変 更届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(現状変更等行為の届出)

- 第 11 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、松江市登録歴史的建造物現 状変更等行為届出書(様式第 8 号)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
 - (1) 設計仕様書及び設計図
 - (2) 変更をしようとする部分の見取図及び写真
 - (3) 所有者の承諾書(届出者が所有者である場合を除く。)

- (4) その他市長が必要と認める書類、図面及び写真
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類、図面及び写真のうち添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 4 条例第 17 条ただし書の通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で 定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1) 通常の管理行為
 - (2) 軽易な行為
 - (3) 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第 22 条第 1 項による申請を行う行為
 - (4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 64 条第 1 項による届出を行 う行為
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める行為

附則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市長 氏 名

 所有者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電
 話

松江市登録歴史的建造物登録同意書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第7条第1項の 規定により、次の建造物を登録歴史的建造物として登録することに同意します。

建	造	物						
の	名	称						
建	造	物						
の	所 在	地						
			用	途			構造	
建	造	物	建多	&年		年	敷地面積	m²
0	概	要	階	数	也上也下	階階	延べ面積	m²

様

松江市長 氏 名 印

松江市登録歴史的建造物登録通知書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第7条第4項の 規定により、登録歴史的建造物として登録したので関係図書を添えて通知しま す。

登	録	番	号	
登	録 年	月	Ħ	
建	造物。	の名称	;	
建	造物の	所 在	地	
建	造物の	所有	者	
の	住 所 及	び氏	名	
登	緑の理由	となっ	た	
外	観の	特徵	等	

様

松江市長 氏 名 印

松江市登録歴史的建造物登録解除通知書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第8条第3項の 規定により、登録歴史的建造物の登録を解除したので通知します。

登	録	;	番	号	
登	録	年	月	日	
建	造物	T))名	称	
建	造物	の	所 在	土	
建	造 物	の;	所 有	者	
の	住 所 2	及 て	び氏	名	
解	除	年	月	П	
解	除	の	理	田	

松江市長 氏 名

所有者 住 所

氏 名

印

電 話

松江市登録歷史的建造物管理責任者選任(解任·変更)届出書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第11条第3項の 規定により、登録歴史的建造物の管理責任者を選任(解任・変更)したので届 け出ます。

登	録 番	号	
登	录 年 月	日	
建造	物の名	称	
建造	物の所在	地	
管理責	責任者の選任	等	□選任 □解任 □変更
	里 責 任 所及び氏		
変更	変更前	ĵ	
内容	変更後	È	
選任(角	军任・変更) 年	三月日	
選任(解	β任・変更) σ	理由	

松江市長 氏 名

所有者(管理責任者) 住 所

氏 名

印

電 話

松江市登録歴史的建造物所有者(管理責任者)の氏名等変更届出書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第11条第4項の 規定により、登録歴史的建造物の所有者(管理責任者)の氏名等の変更につい て届け出ます。

登	録		番	号					
登	録	年	月	日					
建	造物	勿	の名	称					
建	造 物	の	所 在	地					
変	更		事	項	□所有者 □管理責任	の 者	□氏名 □住所		
変	更		内	容	変更前				
及	χ.		r j	41	変更後				
変	更	年	月	日					
変	更	の	理	由					

松江市長 氏 名

所有者(管理責任者) 住 所

氏 名

印

電 話

松江市登録歴史的建造物滅失等届出書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第 12 条の規定により、登録歴史的建造物が減失、損傷等したので関係図書を添えて届け出ます。

登	鉰	ζ	番	ŕ	号	
登	録	年	Ė	月	日	
建	造	物	の	名	称	
建	造 物	J O	所	在	地	
滅	失	等	Î.	の	別	□滅失 □損傷
滅	失	等	年	月	日	
滅	失	等	の	筃	所	□全部 □一部()
滅	失	等	の	原	因	

松江市長 氏 名

所有者 住 所 氏 名

電 話

松江市登録歴史的建造物所有者変更届出書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第 15 条の規定により、登録歴史的建造物の所有者を変更したので届け出ます。

登	録		番		号	
登	録	年	月 月		П	
建	造物	7 7 (カ	名	称	
建	造 物	の	所	在	地	
旧 の	所 氏 名		有 び			
	所 氏 名		有 び		者所	
変	更	年	J.]	日	
変	更	の	理	E	由	
~ そ(の他参え	考と	なる	る事	項	

松江市長 氏 名

届出者 住 所

氏 名

(1)

電 話

松江市登録歴史的建造物現状変更等行為届出書

松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例第17条第1項の 規定により、登録歴史的建造物の現状変更等を行いたいので関係図書を添えて 届け出ます。

登	録	番		号	
登	録	手 月	1	日	
建	造物	D	名	称	
建	造物の	の所	在	地	
					□増築 □改築 □移転 □除却(□全部 □一部)
変	更等 行	為の	種	類	□外観の変更(□修繕 □模様替 □色彩の変更)
					□その他()
変	更等行	為の	内	容	
設住	計 听、氏名	者 及びi		の 先	
施住	工			の 先	